



(公財)兵庫県勤労福祉協会  
ファミリーバック  
〒650-0011  
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号  
TEL 078-351-6786

## インフルエンザ予防接種補助金 請求書

【事業所取りまとめ請求用】

2023年 〇〇月 〇〇日

(公財) 兵庫県勤労福祉協会 理事長 様

(①+②+③+④) 金 105,000 円

&lt;受診費に対する補助金額&gt;

- ①2千円～3千円未満→2千円補助  
②3千円以上→3千円補助

ただし、インフルエンザ予防接種受診料の補助金を領収書、補助券を添えて請求します。

| 事業所番号      |   |                          |   |                          |     |                           | 事業所名・代表者名                   |                          |  |  |
|------------|---|--------------------------|---|--------------------------|-----|---------------------------|-----------------------------|--------------------------|--|--|
| 1          | 2 | 3                        | 4 | 5                        | 6   | 7                         | (公財)兵庫県勤労福祉協会<br>理事長 勤労 一太郎 |                          |  |  |
| 担当部署名・担当者名 |   |                          |   |                          |     |                           | 共済部 協会 花子                   |                          |  |  |
| TEL        |   | ( 078 ) 351 - 6786       |   |                          | FAX |                           | ( 078 ) 341 - 1520          |                          |  |  |
| 補助金        |   | ①会員 20名×2,000円 = 40,000円 |   | ②会員 10名×3,000円 = 30,000円 |     | ③配偶者 10名×2,000円 = 20,000円 |                             | ④配偶者 5名×3,000円 = 15,000円 |  |  |

見本 (印)

補助金は、事業所が指定されている「給付金振込金融機関の預金口座」にお振込みを致しますので、事業主は会員等に補助金を支給いただきますようお願い致します。

注) 給付一覧のお知らせはがきは総額のみですので、請求時において、必ず事業所で請求者リストを作成し、保管しておいてください。振込の際はリストをご確認の上、請求者に交付をお願いします。

## [注意事項等]

- 事業所の判断により、会員のみ請求又は配偶者を含めて請求できます。
- 添付書類  
① 「インフルエンザ予防接種補助券 会員 (本人) 用」・「インフルエンザ予防接種補助券 会員の配偶者用」  
② 会員又はその配偶者の個人宛での領収書 (原本)

## 領収書を添付する際の注意事項

領収書には、以下の項目の記載が必須です。  
・会員又はその配偶者の氏名 (個人名宛に発行されたもの)  
・インフルエンザ予防接種の明記 (領収書に記載がない場合は、証明書等を添付)  
・接種日  
・接種費用  
・医療機関名  
※ 領収書は原本に限る。(レシートは不可・事業所宛での領収書は不可)

- 補助対象者 (次の条件を全て具備している者に限ります。)  
① 受診日において、共済事業(ファミリーバック)に登録されている会員及びその配偶者  
② 1人2千円以上の受診料を自己負担していること。  
事業所実施の予防接種についても、会員等の自己負担額が2千円以上の場合は、補助の対象となります。
- 補助対象外  
各自治体や共済組合等他の機関において、補助が受けられるインフルエンザ予防接種については、補助の対象となりません。
- 請求期限  
2023年 3月 6日 (必着)
- その他  
補助金の請求は、可能な限りまとめて請求してください。